証券コード　3042
平成28年６月９日

株　主　各　位

大阪市北区東天満一丁目１番19号
株式会社セキュアヴェイル
代表取締役社長　米　今　政　臣

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後６時（営業時間終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月24日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　大阪市中央区北浜東３番14号
　　エル・おおさか６階（大阪府立労働センター）
　　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
　　報告事項　　第15期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

　　決議事項
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
　　第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
　　第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.secuavail.com）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府主導の経済対策、日銀の金融政策を背景に、企業業績及び所得・雇用環境の改善傾向が続いているものの、内外需が伸び悩む状況が続いております。一方で中国をはじめとする海外経済の根強い減速懸念などから、景気の見通しは依然として不透明な状況が続いております。

我々の属する情報セキュリティ市場においては、依然としてゼロデイ攻撃やAPT攻撃といった標的型攻撃による情報流出事件や内部者による情報漏えいといった事件が相次いでおり、原因の把握と対策は、企業における重要な経営課題と位置づけられております。また、政府が推進する世界最高水準のIT社会の実現には、サイバーセキュリティの確保が大前提となっており、マイナンバー制度施行による保護対象資産の増加、IoTにより収集されたビッグデータの解析処理内容の安全性確保など、企業が守るべき情報が増加するにつれ、情報セキュリティに対するニーズは今後も拡大していくと予想されます。

このような環境のなか、当社におきましては、「我々はセキュリティサービス業である」という原点を意識し、当社の従来からの強みであるログ分析、セキュリティ運用監視を軸に、サービス提供での付加価値向上をスローガンに掲げて活動を展開してまいりました。具体的には、従来の「NetStare」、「LogStare」の販売に加え、平成27年６月より開始したシステム停止やセキュリティリスクの将来性を予測するクラウドサービス「NetStareSuite」の基本機能の無償提供を継続し、標的型攻撃検知センサー機能の追加やネットワークへの不正アクセスを監視する機能の追加など、日々進化するセキュリティリスクに対応した製品化に向けて改修を重ねてまいりました。

また、昨年10月に沖縄に設立したグループ会社の「株式会社セキュアイノベーション」において、サービス提供の要であるSOC（セキュリティオペレーションセンター）の強化・拡張、セキュリティエンジニア人材の確保・育成にも注力しております。

当事業年度につきましては、サービス収入は順調に伸びたものの、サイバーセキュリティ法施行に伴う機器販売需要が想定したほど伸びず、全体売上高としては減収に至りました。しかしながら、利益率の高いサービス収入を伸ばせたことが寄与し、売上総利益は増益を達成致しました。一方、販売費及び一般管理費は、課題となっている人材育成・採用活動及びサービスのプロモーション活動に注力した結果、採用教育費・広告宣伝費が昨年度に比べ増加したものの、業務効率化により間接部門の人員抑制が寄与し、営業利益については前年度を上回る結果となりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高683,627千円（前年同期比3.6％減）、営業利益54,085千円（前年同期比52.7％増）、経常利益50,871千円（前年同期比43.0％増）、当期純利益44,922千円（前年同期比36.8％増）となりました。

サービス分類別の状況については次のとおりであります。

（単位：千円）

サービス分類の名称	第14期 （自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）	第15期 （自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）	前年 同期比 （％）
NetStare	646,648	608,263	94.1
商品売上	197,400	146,157	74.0
ネットステア製品	－	－	－
設計・構築・監査・ヘルプデスク	101,026	90,858	89.9
運用監視	348,221	371,247	106.6
LogStare	62,739	75,363	120.1
商品売上	7,591	5,075	66.9
ログステア製品	2,342	13,469	575.1
設計・構築	6,106	14,172	232.1
ログ分析サービス	25,364	23,573	93.0
ログステア製品保守	21,334	19,073	89.4
合計	709,387	683,627	96.4

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度において重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度において重要な資金調達はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 12 期 (平成25年３月期)	第 13 期 (平成26年３月期)	第 14 期 (平成27年３月期)	第 15 期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売　　上　　高(千円)	755,544	741,642	709,387	683,627
経常利益又は経常損失（△）(千円)	△1,542	35,600	35,584	50,871
当期純利益又は当期純損失（△）(千円)	△2,589	32,496	32,838	44,992
１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）(円)	△0.80	10.01	10.12	13.84
総　　資　　産(千円)	511,354	544,565	601,682	631,478
純　　資　　産(千円)	364,812	397,496	430,624	480,351
１株当たり純資産額（円）	112.42	122.50	132.71	146.46

（注）１．１株当たり当期純利益（又は純損失）は、期中平均発行済株式総数により算出しております。また、第13期、第14期及び第15期は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。また、第13期、第14期及び第15期は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

情報セキュリティ業界においては、複雑化するネットワーク、巧妙化するサイバー攻撃を背景に、セキュリティ対策は多様化・高度化していく傾向になります。技術革新が激しい当業界においては、常に新しい情報を収集し、自社サービスへ反映させ、環境の変化に迅速に対応していくことが求められます。

このような事業環境の中、当社グループが継続的に企業価値を向上させていくためには、今後も引き続き以下の課題への対応が必要だと認識しています。

① 営業スキルの高度化

営業部門の人材であっても、技術に関する知識レベルを運用技術者と同等またはそれに近いレベルにまで引き上げることが、当社の付加価値に繋がると考えています。販売パートナー企業とともに、エンドユーザーとの商談を行う際において、常に運用技術者が同行しているのと同様の専門的な説明が行えるよう、営業スキルに技術的知識を付加することに、ここ数年取り組んでまいりました。その効果がようやく出始めてまいりましたので、引き続き、お客様からの問合せに対するレスポンススピードを上げ、ストック型サービスの契約件数増加に繋げ、さらには上位サービスへの移行による収益の拡大を図ってまいります。

② 研究開発の充実

お客様に対して、安定したサポートサービスを継続的に提供するためには、常に進化、多様化するセキュリティ関連の知識向上、技術向上に努める必要があります。その結果、常に安全で安心なサポートサービスを提供することが可能となるため、研究開発に一定の投資を行うことが必要不可欠となります。

・自社開発ソフトウェアのバージョンアップ
・新サービスの基礎となるソフトウェアの開発
・対応可能機器の範囲拡大のための検証作業

上記に特に注力し、いつの時代にもプロフェッショナルな集団であり続けることで、顧客満足度を向上させ、既存サポートサービスの更新率を高め、安定した収益の維持を図るとともに、サポート対応機器の範囲を広げることで、新規顧客獲得の機会を増加させてまいります。

③ 人材教育システムの強化

当社グループの最大の財産は人材であり、サービス提供の基盤となっております。そのため、前提となる知識や技術の習得は必須の要件であり、新卒採用から中途採用に至るまで、全ての社員が入社時に技術研修を受けています。しかし、それだけでは知識が陳腐化してしまうため、今後は技術研修制度を更に充実させてまいります。

また、当社グループはサービスを提供する企業として、お客様とのコミュニケーションが欠かせないため、説明力・表現力を中心とした直接的な対人コミュニケーションを鍛える研修制度も見直す予定にしております。

社員からも要望の高いこれらの研修制度を充実させることで、社員のロイヤリティを高め、社員定着率向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

コンピュータセキュリティの運用・保守サービス
コンピュータセキュリティの解析サービス
コンピュータセキュリティの設計・構築
コンピュータセキュリティ製品の販売

(6) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

本　　社　大阪市北区東天満一丁目１番19号
東京ブランチ　東京都中央区日本橋茅場町一丁目６番17号
松山ブランチ　愛媛県松山市三番町六丁目８番地１

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
46名	－	36歳	４年

（注）使用人数は就業員数であります。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　7,800,000株

(2) 発行済株式の総数　　3,245,000株（自己株式153株を含む）

(3) 当事業年度末の株主数　　2,656名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
米今政臣	974,000株	30.01%
エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社	600,000株	18.48%
ﾏｲﾙｽﾄｰﾝｷｬﾋﾟﾀﾙﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ株式会社	197,000株	6.07%
三木亮二	50,200株	1.54%
日本証券金融株式会社	31,300株	0.96%
松井証券株式会社	23,600株	0.72%
株式会社ＳＢＩ証券	22,600株	0.69%
部坂浩二	20,700株	0.63%
浜口隆	20,100株	0.61%
加瀬恵一	17,000株	0.52%

（注）１.上記の持株数は、株主名簿に基づき記載しております。

２.当社は自己株式を153株保有しておりますが、上記の持株比率は自己株式を控除して算出しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	米今　政臣	
取締役	三木　亮二	内部監査室長
取締役	上原　武彦	
取締役	金澤　伸一	エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社　MSS事業本部副本部長兼MSS事業二部長
取締役	神戸　仁	インフォフラッグ株式会社　代表取締役
常勤監査役	鳥越　史朗	
監査役	上田　勝久	かがやき監査法人　代表社員 洛王セレモニー株式会社　社外監査役
監査役	小松　宣郷	中央会計株式会社　代表取締役

（注）１．取締役上原武彦氏、金澤伸一氏及び神戸仁氏は社外取締役であります。

２．監査役上田勝久氏及び小松宣郷氏は社外監査役であります。

３．監査役上田勝久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．当社は、取締役上原武彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	4名 （2名）	41,445千円 （4,800千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	6,000千円 （3,600千円）
合計	7名	47,445千円

（注）1．上記のほか、使用人兼務取締役（1名）の使用人分給与（賞与を含む。）を11,165千円支払っております。

2．取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第6期定時株主総会において月額15,000千円以内と決議いただいております。

3．監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第6期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。

4．取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）ですが、無支給者が1名（うち社外取締役1名）いるため、支給員数と相違しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役金澤伸一氏は、エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社のMSS事業本部副本部長兼MSS事業二部長であります。当社と同社との間には製品販売等の取引関係があります。

・取締役神戸仁氏は、インフォフラッグ株式会社の代表取締役であります。当社と同社との間には業務委託契約に基づいた取引関係があります。

・監査役上田勝久氏は、かがやき監査法人の代表社員及び洛王セレモニー株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

・監査役小松宣郷氏は、中央会計株式会社の代表取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役　上原　武彦	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　金澤　伸一	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　神戸　仁	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　上田　勝久	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。
監査役　小松　宣郷	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

５.会計監査人の状況

(1) 名称　　太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
公認会計士法第２条第１項業務（監査証明業務）の報酬	9,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,600千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役空き、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に２を乗じた額としております。

６.業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持ち行動することができるようにコンプライアンスマニュアル及び行動規範を定め、コンプライアンス体制の維持・向上を図ります。

②コンプライアンス上の疑義ある行為については、内部通報運用規程に基づき社内及び社外の通報窓口を設置し、取締役・使用人が通報できるものといたします。

③内部監査を定期的に実施し、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて監査するとともに、その結果を代表取締役へ報告いたします。

④監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に従い適切に保存・管理いたします。

②取締役及び監査役が必要に応じて速やかに閲覧できる状態を維持いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①事業活動上の重大な事態が発生した場合には、リスク管理規程に基づき迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整備いたします。

②必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めます。

③新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①定例の取締役会を毎月１回開催し、取締役会規程により定められた事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。

②取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。

③日常の職務執行については、職務権限規程及び業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備いたします。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当事項はありません。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて使用人を配置いたします。

②監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役の指揮命令は受けないものといたします。

(7) 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、報告を求めることができます。また、監査役が必要と判断する会議の議事録について、閲覧できます。

②取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査役会に報告いたします。

③監査役は、その職務執行上必要と判断した事項について、取締役及び使用人に報告を求めることができます。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①常勤監査役は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営方針を確認するとともに、当社が対処すべき課題及び当社の事業に内在するリスクなどの他、監査上の重要な課題等について意見を交換いたします。

②監査役会は、会計監査人及び内部監査部門との連携を図るため、定期的に会合を持ちます。

③監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じて顧問弁護士の意見と助言を求めます。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制等の整備を行うことで、取締役会等において継続的に経営上のリスクを把握し、その対応策を検討することができる体制となっております。対応策の実施にあたりましては、適宜、社内諸規程及び業務の見直しを行うことで、対応策の実行性を向上させております。また、監査役が、コンプライアンスに関するリスクを監視できる体制ともなっております。さらに、当社及び子会社は金融商品取引法に基づき、内部統制の整備及び運用状況を評価し、適宜、必要な是正措置を実施しております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備いたします。

(11)反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とします。また、必要に応じ外部の専門機関とも連携を取ります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**519,888**	**流動負債**	**142,902**
現金及び預金	360,767	買掛金	46,104
売掛金	133,932	未払金	9,309
商品及び製品	1,173	未払費用	13,526
仕掛品	184	未払法人税等	6,769
原材料及び貯蔵品	2,225	未払消費税等	6,948
前渡金	5,630	前受金	46,854
前払費用	15,295	預り金	2,547
未収入金	679	賞与引当金	10,841
固定資産	**111,589**	**固定負債**	**8,223**
有形固定資産	**24,082**	繰延税金負債	199
建物	726	資産除去債務	8,024
工具、器具及び備品	23,355	**負債合計**	**151,126**
無形固定資産	**30,560**	**純資産の部**	
ソフトウェア	2,089	**株主資本**	**474,793**
ソフトウェア仮勘定	28,471	**資本金**	**410,800**
投資その他の資産	**56,946**	**資本剰余金**	**387,800**
投資有価証券	4,764	資本準備金	387,800
関係会社株式	13,000	**利益剰余金**	**△323,729**
長期前払費用	345	その他利益剰余金	△323,729
差入保証金	38,836	繰越利益剰余金	△323,729
		自己株式	**△76**
		評価・換算差額等	**453**
		その他有価証券評価差額金	**453**
		新株予約権	**5,104**
		純資産合計	**480,351**
資産合計	**631,478**	**負債純資産合計**	**631,478**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売　上　高		683,627
売　上　原　価		353,171
売　上　総　利　益		330,455
販売費及び一般管理費		276,369
営　業　利　益		54,085
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	58	
受　取　配　当　金	16	
そ　の　他	37	112
営　業　外　費　用		
新株予約権発行費	3,276	
そ　の　他	50	3,326
経　常　利　益		50,871
税引前当期純利益		50,871
法人税、住民税及び事業税	5,948	5,948
当　期　純　利　益		44,922

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	410,800	387,800	387,800	△368,652	△368,652	△76	429,870
当期変動額							
当期純利益				44,922	44,922		44,922
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	44,922	44,922	－	44,922
当期末残高	410,800	387,800	387,800	△323,729	△323,729	△76	474,793

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	753	753	－	430,624
当期変動額				
当期純利益				44,922
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△300	△300	5,104	4,803
当期変動額合計	△300	△300	5,104	49,726
当期末残高	453	453	5,104	480,351

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商　　品：移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕　掛　品：個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品：移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～18年

工具、器具及び備品　　５～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（３年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　80,800千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権　2,575千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高　2,385千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	3,245,000株	－	－	3,245,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	153株	－	－	153株

(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　　800,000株

(4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
流動資産	
賞与引当金	3,339千円
未払費用	486千円
その他	1,988千円
小計	5,814千円
固定資産	
繰越欠損金	100,444千円
減損損失	3,225千円
投資有価証券評価損	9,575千円
資産除去債務	2,447千円
その他	310千円
小計	116,004千円
計	116,004千円
評価性引当額	△116,004千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	199千円
繰延税金負債合計	199千円
繰延税金負債の純額	199千円

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握しております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取締役会に報告されております。

差入保証金は、主に事務所の賃貸借契約に伴うものであります。

営業債務である買掛金は、３ヶ月以内の支払期日であり、その決済時において流動性リスクに晒されておりますが、毎月資金繰り計画を見直すなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因等を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）２．参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
① 現金及び預金	360,767	360,767	―
② 売掛金	133,932	133,932	―
③ 投資有価証券			
その他有価証券	1,085	1,085	―
④ 買掛金	(46,104)	(46,104)	―

(※) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,022千円	332千円	689千円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	63千円	100千円	△37千円
合計		1,085千円	432千円	652千円

④ 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	3,678
関係会社株式	13,000
差入保証金	38,836

（注）これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表には含めておりません。

３．金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金及び預金	360,336	－
売掛金	133,932	－
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	－	－
合計	494,269	－

（注）１．現金は金銭債権ではないため、上記金額に含めておりません。

２．差入保証金については、償還期日を明確に把握できないため、上記の償還予定額には含めておりません。

７．持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に関する事項

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準、剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

８．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
法人主要株主	エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社	450,000	情報サービス業	（被所有）直接 18.4	当社製品・サービスの販売	セキュリティ関連製品・サービスの販売	168,172	売掛金	52,582
					相手先製品・サービスの購入	セキュリティ関連製品・サービスの仕入	19,692	買掛金	3,360
						セキュリティ関連製品・サービスの経費取引	－	未払金	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針

当社製品・サービスの販売並びに相手先製品・サービスの購入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　146円46銭

(2) １株当たり当期純利益　13円84銭

１０．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月17日

株式会社セキュアヴェイル

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柏　木　　忠　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　平　塚　博　路　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社セキュアヴェイルの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月23日

株式会社セキュアヴェイル　監査役会

常勤監査役　鳥　越　史　朗 ㊞

社外監査役　上　田　勝　久 ㊞

社外監査役　小　松　宣　郷 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）で創設された「監査等委員会設置会社」に移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 当社は、機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行えるよう所要の変更を行うものであります。

(3) その他、上記変更に伴う条文の新設及び変更に伴い、随時条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

本議案定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　　総　　則	第１章　　総　　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条	第４条
当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会	１．取締役会
２．監査役	２．監査等委員会
３．監査役会	（削　除）
４．会計監査人	３．会計監査人
第５条～第１７条（条文省略）	第５条～第１７条（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４章　　取締役及び取締役会	第４章　　取締役及び取締役会
（員数） 第１８条 当会社の取締役は、10名以内とする。	（員数） 第１８条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名以内とする。
（新　設）	②　当会社の監査等委員である取締役は、３名以内とする。
（選任方法） 第１９条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（選任方法） 第１９条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
②　（条文省略） ③　（条文省略）	②　（現行どおり） ③　（現行どおり）
（任期） 第２０条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第２０条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	③　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（代表取締役及び役付取締役） 第２１条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第２１条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名を選定する。
②　（条文省略）	②　（現行どおり）
（取締役会の招集権者及び議長） 第２２条　（条文省略）	（取締役会の招集権者及び議長） 第２２条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第２３条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第２３条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　設）	（取締役会の決議方法） 第２４条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
（取締役会の決議の省略） 第２４条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第２５条 当会社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（報酬等） 第２５条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第２６条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第２６条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（取締役の責任免除） 第２７条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、同法第423条第１項の任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第１項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第５章　　監査役及び監査役会	（削　除）
（員数） 第２７条 当会社の監査役は、５名以内とする。	（削　除）
（選任方法） 第２８条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
（任期） 第２９条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　除）
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
（常勤監査役） 第３０条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第３１条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削　除）
② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	
（報酬等） 第３２条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第３３条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	（削　除）
（新　設）	第５章　　監査等委員会 （監査等委員会の招集通知） 第２８条 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 ③ 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（新　設）	
第６章　　会計監査人 （選任方法） 第３４条　（条文省略） （任期） 第３５条　（条文省略）	第６章　　会計監査人 （選任方法） 第２９条　（現行どおり） （任期） 第３０条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（報酬等） 第３６条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（報酬等） 第３１条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
（会計監査人の責任免除） 第３７条　（条文省略）	（会計監査人の責任免除） 第３２条　（現行どおり）
第７章　　計　　算	第７章　　計　　算
（事業年度） 第３８条　（条文省略）	（事業年度） 第３３条　（現行どおり）
（期末配当及び基準日） 第３９条 当会社は、毎年３月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。	（削　除）
（中間配当及び基準日） 第４０条 当会社は、毎年９月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。	（削　除）
（新　設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第３４条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（新　設）	（剰余金の配当等の基準日） 第３５条 当会社の、期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ②　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	③　前２項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（配当金の除斥期間） 第４１条　　（条文省略）	（配当金の除斥期間） 第３６条　　（現行どおり）
（新　設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条 当会社は、第15回定時株主総会終結直前の行為に関する会社法第423条第１項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新　設）	

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へと移行いたします。また、取締役全員（５名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第１号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	よねいままさおみ 米今政臣 （昭和36年６月５日生）	昭和61年９月　日本オリベッティ株式会社（現　エヌ・ティ・ティ・データジェトロニクス株式会社）入社 平成８年11月　新日鉄情報通信システム株式会社（現　新日鉄住金ソリューション株式会社）入社 平成13年４月　ジェイズ・コミュニケーション株式会社　入社 平成13年８月　当社設立　代表取締役社長（現任） 平成18年12月　当社　社長執行役員（現任）	974,000株
	（候補者とした理由） 平成13年８月に当社を設立し、代表取締役社長に就任以来、当社事業の拡大を一貫して推進し、情報セキュリティサービスの品質向上などを主導して当社のブランドイメージを高め、当社グループの事業拡大に尽力しています。このような経験と業績は、引き続き取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開及び企業価値向上に寄与されることが期待され引き続き、取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	こうべひとし 神戸仁 （昭和41年12月30日生）	平成４年１月　エムオーテック株式会社　入社 平成８年６月　同社　取締役　執行役員　兼　営業部長 平成20年４月　インフォフラッグ株式会社　設立　代表取締役（現任） 平成23年６月　当社　取締役（現任） （重要な兼職の状況） インフォフラッグ株式会社　代表取締役	－株
	（候補者とした理由） 情報セキュリティサービスでの営業・販売分野における豊富な業務経験等を踏まえて当社の経営に参画しており、当社グループの企業価値の向上に寄与されております。このような経験や実績は、当社事業の今後の展開及び当社の企業価値向上に資することが期待され、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	うえはらたけひこ 上原武彦 （昭和26年10月24日生）	昭和58年３月　司法研修所　卒業 昭和63年３月　黒田・上原法律事務所　設立 平成10年２月　上原武彦法律事務所（現　北御堂筋パートナーズ法律事務所）　設立 平成18年６月　当社　取締役（現任）	－株
	（候補者とした理由） 弁護士としての高い見識と豊富な経験に基づき、中立的かつ客観的な観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待し、当社社外取締役に選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、同氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。		
4	かなざわしんいち 金澤伸一 （昭和40年４月21日生）	平成元年４月　株式会社野村総合研究所　入社 平成12年８月　エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社　出向 平成23年４月　同社　MSS事業推進部長 平成24年４月　同社　MSS事業本部副本部長（現任） 平成24年６月　当社　取締役（現任） 平成26年４月　エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社 MSS事業二部長（現任） （重要な兼職の状況） エヌ・アール・アイ・セキュアテクノロジーズ株式会社　MSS事業本部副本部長　兼　MSS事業二部長	－株
	（候補者とした理由） 情報セキュリティ分野での多様な経験、見識に基づき、中立的かつ客観的な観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待し、当社社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．上原武彦氏、金澤伸一氏は、社外取締役候補者であります。

３．当社は、上原武彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．第１号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決され、上原武彦氏、金澤伸一氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任した場合、当社は各氏と会社法第427条第１項及び変更後の当社定款第27条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。なお上原武彦氏及び金澤伸一氏は現在当社との間で、変更前の当社定款代33条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へと移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第１号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	みきりょうじ 三木亮二 （昭和29年１月21日生）	昭和54年４月　三菱自動車工業株式会社　入社 平成３年10月　新日鉄情報通信システム株式会社（現　新日鉄住金ソリューションズ株式会社）　入社 平成13年８月　当社設立　取締役副社長 当社　執行役員（現任） 平成23年７月　当社　管理本部長 当社　取締役（現任） 平成27年４月　当社　内部監査室長（現任）	50,200株
	（候補者とした理由） 平成13年８月に取締役に就任以来、当社の情報システム部門において、長年にわたって積み重ねられた業務経験と業績に加えて、当社常勤取締役としての経験、培われた見識は、監査等委員会の職責遂行に資するものと期待されることから、監査等委員である取締役候補としての選任をお願いするものであります。		
2	うえだかつひさ 上田勝久 （昭和40年７月10日生）	平成元年４月　ファーストファイナンス株式会社入社 平成６年10月　中央監査法人大阪事務所　入所 平成10年８月　上田公認会計士事務所　設立 平成10年10月　上田税理士事務所　設立 平成19年５月　かがやき監査法人　代表社員（現任） 平成19年６月　当社　社外監査役（現任） 平成24年６月　洛王セレモニー株式会社　社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） かがやき監査法人　代表社員 洛王セレモニー株式会社　社外監査役	－株
	（候補者とした理由） 公認会計士として多数の会社の会計及び経営全般の指導に従事されており、また他の会社の社外監査役として従事されています。当社はこれらの経験を活かして、妥当性・適正性を有した助言・提言を期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって９年となります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	こまつ　のぶさと 小松　宣郷 （昭和52年12月21日生）	平成13年１月　中央会計株式会社　入社 平成17年12月　同社　取締役 平成18年12月　株式会社FirstStep　設立 代表取締役 平成21年６月　中央会計株式会社　代表取締役（現任） 平成24年６月　当社　社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 中央会計株式会社　代表取締役	－株
	（候補者とした理由） 税務・会計分野での事業を通じて、多数の会社の会計及び経営全般の指導に従事されており、また税務・会計分野での事業会社の経営にも従事されています。当社はこれらの経験を活かして、妥当性・適正性を有した助言・提言を期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．上田勝久氏、小松宣郷氏は、社外取締役候補者であります。

３．第１号議案「定款一部変更の件」及び本議案が原案どおり承認可決され、上田勝久氏、小松宣郷氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は各氏と会社法第427条第１項及び変更後の当社定款第27条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。なお上田勝久氏及び小松宣郷氏は現在当社との間で、変更前の当社定款代33条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へと移行いたします。現在の取締役の報酬枠つきましては、平成19年６月28日開催の第６期定時株主総会において、月額1,500万円以内と定められておりますが、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額１億円以内と定めることとし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）ですが、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決され、その効力が生じますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名（うち社外取締役２名）となる予定です。

なお、本議案は、第１号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へと移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2,000万円以内と定めることとし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決され、その効力が生じますと、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役２名）となる予定です。

なお、本議案は、第１号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：大阪市中央区北浜東３番14号
エル・おおさか７階（大阪府立労働センター）
TEL 06－6942－0001



交通　京阪・地下鉄谷町線「天満橋駅」より徒歩５分
京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より徒歩７分